

令和7年度 村上市保育園 入園のご案内



もくじ

施設一覧P1
保育園・施設の利用についてP2~P7
利用者負担額（保育料）基準額表P8~P10
入園調整の基準についてP11~P12
入園申請書記入例P13~P16
個人番号届出票記入例P17
保育園Q&AP18~P19
入園説明会の予定P20
提出物確認一覧表P21

問い合わせ

村上市役所	こども課	子育て支援室	0254-53-3362（直通） 〒958-8501 村上市三之町1番1号
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	0254-62-3104（直通） 〒959-3192 村上市山口444番地
神林支所	地域振興課	地域福祉室	0254-66-6113（直通） 〒959-3492 村上市岩船駅前56番地
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	0254-72-6887（直通） 〒958-0292 村上市岩沢5611番地
山北支所	地域振興課	地域福祉室	0254-77-3113（直通） 〒959-3993 村上市府屋232番地

●施設一覧●

【保育園】

No.	公私	施設名称	所在地	電話番号	定員	開閉園時間	受入月齢	一時預かり
1	公	第一保育園	肴町20番3号	52-3085	90	7:30～18:30	4か月	
2	公	第二保育園	庄内町9番3号	52-2488	100	7:30～18:30	4か月	
3	公	岩船保育園	岩船上町7番23号	56-7124	120	7:30～18:30	4か月	
4	公	瀬波保育園	瀬波中町9番9号	52-4400	110	7:30～18:30	4か月	
5	公	山辺里保育園	日下1241番地2	53-1541	130	7:30～18:30	4か月	◎
6	公	山居町保育園	飯野三丁目15番4号	52-4179	110	7:30～18:30	11か月	
7	公	金屋保育園	金屋2142番地1	62-2355	120	7:30～18:30	4か月	
8	公	舘腰保育園	下新保325番地	72-1554	100	7:30～18:30	4か月	
9	公	高南保育園	中原2722番地1	72-1153	90	7:30～18:30	4か月	◎
10	公	猿沢保育園	上野630番地	72-1170	90	7:30～18:30	4か月	
11	公	山北そらいろ保育園	府屋176番地5	77-2012	90	7:30～18:30	4か月	◎
12	公設 民営	あらかわ保育園	坂町1804番地2	62-0015	210	7:00～19:00	4か月	◎
13	公設 民営	向ヶ丘保育園	小出832番地1	66-8330	160	7:00～19:00	4か月	
14	公設 民営	みのり保育園	北新保1548番地1	66-8370	130	7:00～19:00	4か月	◎

【幼保連携型認定こども園】

15	私	村上いずみ園	山居町二丁目10番23号	52-4431	1号 15 2号 36 3号 24	7:00～19:00	6か月	◎
----	---	--------	--------------	---------	-------------------------	------------	-----	---

【地域型保育所】(小規模保育)

16	私	ゆりかご保育園	大欠8番12号	53-2575	15	7:30～19:30	3か月	◎ ※1
17	私	マイマイ保育園	天神岡438番地	52-6706	10	7:30～18:30	8か月	
18	私	認可保育園 きらら	松山210番2	53-6648	19	7:30～18:30	3か月	◎ ※1

【地域型保育所】(事業所内保育)

19	私	あんず保育園	猿沢2222番地	60-2222	従業員 14 地域枠 5 ※2	7:30～18:30	2か月	◎ ※1
----	---	--------	----------	---------	-----------------------	------------	-----	------

※1 定員を超えない範囲で、通常の保育と一緒に保育を行います。

※2 従業員の子どもの定員が14名程度、それ以外の方が利用できる定員が5名程度(地域枠)となります。

●支給認定についてのご説明●

国の「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもが特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所等）を利用する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

市では、申請に基づき認定区分を決定し、「支給認定証」を交付します。

なお、既に支給認定を受けている方については、年度毎に、支給認定継続の適否を確認するために現況届を提出していただきます。

【支給認定区分】

支給認定には3つの区分があり、認定区分に応じて、利用できる施設が決まります。

区分	認定基準		対 象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定		お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	・認定こども園（幼稚園機能部分） ・幼稚園（※）
2号認定	保育認定	満3歳以上児	お子さんが満3歳以上で「保育を受けることができる基準」に該当し、保育園等で保育を希望する場合	・保育園 ・認定こども園（保育園機能部分）
3号認定		満3歳未満児	お子さんが満3歳未満で「保育を受けることができる基準」に該当し、保育園等で保育を希望する場合	・保育園 ・認定こども園（保育園機能部分） ・地域型保育事業所

【支給認定の区分により利用できる施設・事業の種類】

施設の種類の種類	内 容	利用できる人	
		保護者の要件	児童の年齢
保育園	仕事や病気等のために家庭で保育ができない保護者に代わって、児童を保育する施設	共働き世帯等で保育ができない場合	0歳から5歳（2号、3号認定）
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域子育ての支援も行う施設	共働き世帯等で保育ができない家庭で保育を希望する場合	0歳から5歳（2号、3号認定）
		上記以外の場合	3歳から5歳（1号認定）
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設	制限なし	3歳から5歳（1号認定）
地域型保育（小規模保育・事業所内保育など）	少人数での保育を実施する施設	共働き世帯等で保育ができない場合	0歳から2歳（3号認定）

※ 村上幼稚園は「子ども・子育て支援新制度」の対象外施設です。利用申込等については、直接村上幼稚園に申請してください。

●保育認定について●

【保育を受けることができる基準＝保育の事由】

保護者が下記のいずれかの事情にある方は、保育認定を受けることができます。

事由		説明
1	就労	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上就労することを常態としていること
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと（産前8週、産後8週）
3	保護者の疾病、障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
4	介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
7	就学	学校、教育施設に在学していること
8	職業訓練	職業訓練を受けていること
9	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあり擁護が必要なこと
10	DV	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること
11	育児休業	育児休業をする場合に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合
12	その他	その他市長が前各号に類する状態にあると認める場合

【保育の必要量】

施設ごとの利用可能時間帯の設定は以下のとおりです。

施設No. (P1 施設一覧の番号参照)	保育短時間	保育標準時間
No. 1～11「公立保育園」、No. 13「向ヶ丘保育園」、No. 14「みのり保育園」、No. 15「村上いずみ園」、No. 16「ゆりかご保育園」、No. 17「マイマイ保育園」、No. 18「認可保育園きらら」	8：00～16：00	7：30～18：30
No. 12「あらかわ保育園」	8：00～16：00	7：00～18：00
No. 19「あんず保育園」	9：00～17：00	7：30～18：30

※ 就労理由で利用する場合は、就労証明書に記載された父母の勤務時間により保育の必要量の認定を行います。

●延長保育について●

やむを得ない理由により延長保育が必要な児童については、入園後、延長保育申請書を提出し、承認を受けることで通常の保育時間を超える延長保育の利用が可能になります。（各保育園で利用可能時間が異なります）

- 【対象児童】 (1) 保護者の就労の関係上延長保育が必要な児童
 (2) 家族の疾病、出産等による入院その他突発的な理由により、延長保育が必要な児童

【延長時間】 保育標準時間児童：保育標準時間と対象保育園の開閉園時間の間の時間
 保育短時間児童：原則、保育短時間の終わりから保育標準時間までの間の時間

●支給認定証の有効期間●

支給認定決定後に交付する「支給認定証」は、認定区分や保育の必要な事由により、有効期間が異なります。

有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効となり、施設の利用ができなくなります。

有効期間満了後も継続して施設の利用を希望する場合は事前にご相談ください。

なお、児童が満3歳の誕生日を迎え、支給認定の事由が就労等の場合には、市が支給認定区分を3号認定から2号認定に切り替えて、新たな支給認定証を交付します。求職、妊娠・出産、育休等の場合には手続きが必要です。（交付後、3号認定の支給認定証は返還していただきます。）

保育の必要な事由	有効期間	
	2号認定（満3歳以上）	3号認定（満3歳未満）
就労、保護者の疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日まで
妊娠、出産	出産予定日の8週間前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	出産予定日の8週間前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳から小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
就学、職業訓練	保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は小学校就学前までのいずれか短い期間	保護者の卒業予定日・修了予定日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日までのいずれか短い期間
育児休業	事情を勘案して市長が適当と認める期間	事情を勘案して市長が適当と認める期間
その他（育児） *末子を除く	2号認定を受けて最初の3月31日を迎えるまでの期間	満3歳に達する日（誕生日の前日）の前日まで

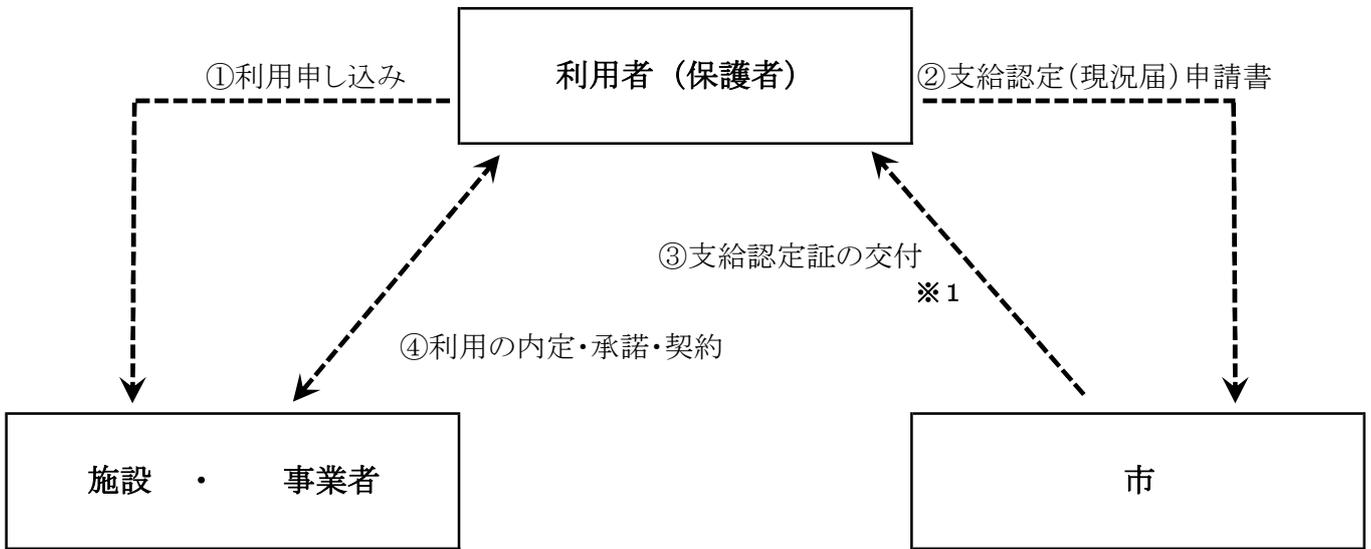
●届出が必要なとき●

保護者や園児の家族の状況等に変更があった場合には支給認定の変更届、園児・保護者異動届の提出が必要です。

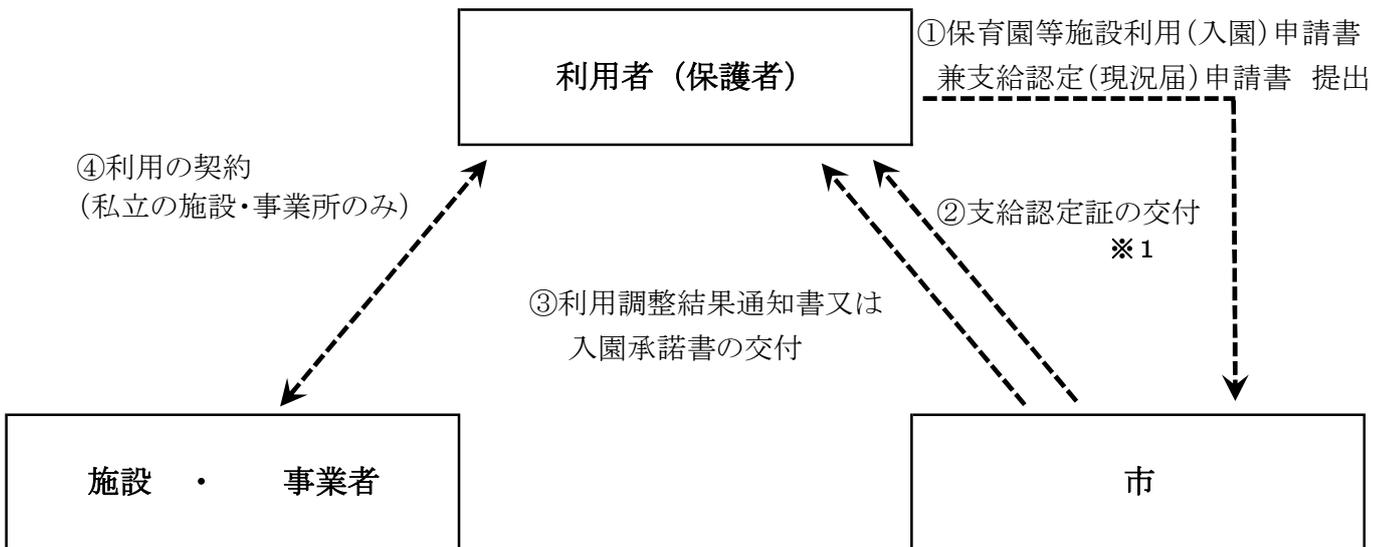
届出が必要なときの例	
1	住所の変更、住民票の内容に変更があったとき（転居等）
2	家族状況に変更があったとき（家族の出生・転居・転出・転入、父母の婚姻・離婚、手帳の取得等）
3	保育の必要な事由が変わったとき（就労→求職等）
4	父母の就労等により、1号（教育）認定者が2号（保育）認定に変更を希望するとき、又はその逆の場合
5	保育認定の方で、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）を変更する場合
6	その他、支給認定の内容等の変更があるとき

●入園申込から入園決定までの流れ●

【1号認定（教育標準時間認定）の場合】



【2号、3号（保育認定）の場合】



※1 支給認定申請書が市に届いてから、1か月のうちに支給認定証を交付します。ただし、新年度（4月～）の利用に向けた認定は、一斉受付により認定事務が集中するため、遅れる場合があります。

支給認定証は、支給認定を受けていない方のみ交付します。現況届の場合は、新しい支給認定証は発行しません。



●利用・入園申込みの手続き●

【受付期間と受付場所】

◎ 4月入園・・・令和7年4月1日入園の場合

施設種類	認定区分	受付期間	受付場所
公立保育園	2号、3号 認定希望	令和6年11月1日（金） から11月15日（金）まで	村上市役所 こども課 子育て支援室 各支所 地域振興課 地域福祉室 各保育園
私立施設・ 事業者	1号認定希望	令和6年11月1日（金） から11月15日（金）まで	施設（村上いずみ園）
	2号、3号 認定希望	令和6年11月1日（金） から11月15日（金）まで	村上市役所 こども課 子育て支援室 各支所 地域振興課 地域福祉室 各保育園

◎ 途中入園・・・各月初日入園の場合

途中入園は原則として、各月1日入園です。保育園を退園する場合も原則として末日退園です。

施設種類	認定区分	受付期間	受付場所
公立保育園	2号、3号 認定希望	入園を希望する月の 前々月初日まで	村上市役所 こども課 子育て支援室 各支所 地域振興課 地域福祉室
私立施設・ 事業者	1号認定希望	施設の決めた期間	施設（村上いずみ園）
	2号、3号 認定希望	入園を希望する月の 前々月初日まで	村上市役所 こども課 子育て支援室 各支所 地域振興課 地域福祉室

【申し込みに必要な書類】

●教育標準時間認定・保育認定 共通

- ① 保育園等施設利用（入園）申請書 兼 支給認定（現況届）申請書
（利用申込書、及び支給認定申請書が兼用になっている様式です）
- ② 個人番号届出票
- ③ 申請者の個人番号と身分を証明できるものの写し

●保育認定を希望する人（該当する書類いずれか）

- ④ 就労証明書（父母のもの）
- ⑤ 求職活動報告書
- ⑥ ④、⑤の事由以外で保育認定希望の場合は、「保育を受けることができる基準」に該当することが確認できるもの

●入園調整・入園承諾の決定について●

保育認定（2号、3号認定）希望者については、保育園等施設利用（入園）申請による希望理由、定員の空き状況、保育の必要性の程度を総合的に判断し、市が利用調整を行います。調整後、公立施設希望の場合は入園承諾書を、私立の施設・事業者の場合は利用調整結果通知書を送付します。

教育標準時間認定（1号認定）希望者については、利用施設が入園（利用）決定を行います。

【入園調整及び結果の通知】・・・保育認定希望者のみ

- ◎ 新規入園 : 令和7年2月上旬を予定しています。
- ◎ 途中入園 : 入園を希望する月の前月の15日頃になります。



●利用者負担額（保育料）等●

詳細は8ページ以降をご覧ください。

- ★ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの保育料は無料となります。
保育料は無料となりますが、副食費（おかず、おやつ代）は保護者の負担となります。金額は、公立の施設では月額4,500円となります。（私立の施設では利用施設が副食費の金額を決定します。）ただし、年収360万未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。
- ★ 市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもも保育料は無料となります。
- ★ 生計を一にする子どもを3人以上養育する世帯については、年齢制限を設けずに第2子目の保育料が半額に、第3子目以降の保育料が無料となります。（村上市の多子軽減制度）
- ★ 利用者負担（保育料）基準額は、国が示す基準額を基に、保護者の負担軽減に配慮し、市が独自の基準額を定めます。（3歳未満児）
令和7年度の基準額は、令和6年度末に決まりますので、令和6年度の基準額表を参考にしてください。
- ★ 利用者負担額の算定は、児童の年齢と、児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により行いますが、父母の両方の市町村民税が非課税で、祖父母が生計の主事者（生計中心者）と判断される時は、祖父母のうち所得の高い一方の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。
なお、児童の年齢は、4月1日現在の満年齢で判断します。
- ★ 利用する施設が私立の施設・事業者の場合、市が決定する利用者負担額（保育料）の他に、実費分をご負担いただく場合があります。
詳しくは、ご利用の施設にお尋ねください。

【納入方法と納入時期】

施設種類	納入方法	納入時期
公立保育園	口座振替	毎月26日 (金融機関休業日及び休日の場合は翌営業日)
私立の施設・事業者	施設が決める納入方法・納入期日 (※ご利用の施設により異なります)	

令和元年10月分から

3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料が無償化となりました。

※3歳未満児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもについても対象となります。

令和6年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

3号認定

令和6年4月1日現在(単位:円)

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)	3歳未満児【3号認定】	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	非課税世帯	0	0
C1	所得割非課税世帯	8,000	7,800
C2	所得割課税世帯	12,600円未満	9,000
C3		12,600円以上 24,600円未満	10,000
C4		24,600円以上 36,600円未満	11,000
C5		36,600円以上 48,600円未満	12,000
D1		48,600円以上 61,000円未満	14,000
D2		61,000円以上 73,000円未満	16,000
D3		73,000円以上 85,000円未満	19,000
D4		85,000円以上 97,000円未満	22,000
D5		97,000円以上 121,000円未満	27,000
D6		121,000円以上 145,000円未満	31,000
D7		145,000円以上 169,000円未満	35,000
D8		169,000円以上 213,000円未満	38,000
D9	213,000円以上 257,000円未満	42,000	
D10	257,000円以上 301,000円未満	45,000	
D11	301,000円以上 397,000円未満	48,000	
D12	397,000円以上	51,000	

◆令和7年度の利用者負担額について◆

4月から8月分までは令和6年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和7年度市町村民税課税状況で決定します。
基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

保育料の軽減制度について

◎生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児の子ども(3号認定)の保育料については、以下のとおり多子軽減制度が適用されます。

区分	市町村民税の状況(※2)	国の軽減制度				市の軽減制度(生計を一にする養育する子が3人以上)
		要保護世帯等(※1)		左以外		制限なし
		非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	
	上記の表の階層区分	B階層	C階層の全部	D1階層 D2階層 D3階層の一部	B階層 C階層の全部 D1階層の一部	D1階層の一部 D2階層 以上
利用者負担	1人目	無料	1,000円を控除した額の半額	半額(D3階層は9,000円)	全額(B階層は無料)	全額
	2人目	無料	無料	無料	半額(B階層は無料)	半額
	3人目以降	無料	無料	無料	無料	無料
多子計算の子の範囲	小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外
	小学校就学前					対象

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。
 (※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。
 (※3) 利用者負担の1人目、2人目、3人目以降の数は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数えます。
 ※保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)をご利用の方が対象となります。

副食費について

2号認定

◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児(2号認定)のお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては**4,500円を保育料とは別に負担していただきます**。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。

※3歳未満児(3号認定)のお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。

◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【2号認定】

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)	第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯等			
B	非課税世帯			
C1	所得割非課税世帯			
C2	12,600円未満			
C3	12,600円以上24,600円未満	◎	◎	
C4	24,600円以上36,600円未満			
C5	36,600円以上48,600円未満			
D1 ※1	要保護世帯※2			
	その他			
	その他	×	×	
D2	要保護世帯※2	◎	◎	
	その他	×	×	
D3 ※1	要保護世帯※2	◎	◎	◎
	要保護世帯※2			
	その他			
D4	73,000円以上77,101円未満			
D5	77,101円以上85,000円未満			
D6	85,000円以上97,000円未満			
D7	97,000円以上121,000円未満			
D8	121,000円以上145,000円未満			
D9	145,000円以上169,000円未満	×	×	
D10	169,000円以上213,000円未満			
D11	213,000円以上257,000円未満			
D12	257,000円以上301,000円未満			
	301,000円以上397,000円未満			
	397,000円以上			

※1 階層のうち市町村民税所得割の額により免除範囲が変更となります。

◎免除対象 ×免除対象外

※2 ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

◆令和7年度の副食費の負担額について◆

4月から8月分までは令和6年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和7年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	保育認定【2号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況(※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が48,600円未満の場合	所得割の合計額が48,600円以上77,101円未満の場合	所得割の合計額が57,700円未満の場合	所得割の合計額が57,700円以上の場合
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外
小学校就学前	対象	対象	対象	対象	対象

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

◎保育料の無償化にあたり、副食費については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1) 年収360万円未満相当世帯の子ども
 (2) 所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

階層区分	父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合があります)		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯等		◎	◎	◎
B1	非課税世帯				
B2	所得割非課税世帯				
C1	所得割課税世帯	25,700円 以下	◎	◎	◎
C2		25,701円 以上 51,400円 以下			
C3		51,401円 以上 77,100円 以下			
D1		77,101円 以上 211,200円 以下			
D2		211,201円以上	×	×	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和7年度の副食費の負担額について◆

4月から8月分までは令和6年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和7年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税控除等を控除する前の税額により階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が3人以上)
	教育標準時間認定【1号認定】				
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況(※2)	非課税の場合	所得割額が非課税または所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,100円以下の場合	所得割の合計額が77,101円以上の場合	対象
小学校4年生以上	対象	対象	対象	カウントの対象外	
小学校3年生以下				対象	

(※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

(※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

●入園調整の基準について●

入園の申込が定員を超過した場合は、基準指数+調整指数の合計により、優先順位をつけます。

【基準指数】

区分		適用条件		基準指数	
1	災害	災害の復旧に当たっている場合		10	
2	家庭外労働 (月48時間以上)	外勤 (正社員、臨時、パート)	7時間以上の就労	10	
			6時間以上7時間未満の就労	9	
			5時間以上6時間未満の就労	8	
			5時間未満の就労	7	
		自営業	中心者	7時間以上の就労	10
				6時間以上7時間未満の就労	9
				5時間以上6時間未満の就労	8
			協力者	5時間未満の就労	7
				7時間以上の就労	8
				6時間以上7時間未満の就労	7
3	家庭内労働 (月48時間以上)	自営業	中心者	5時間以上6時間未満の就労	6
				5時間未満の就労	5
				協力者	7時間以上の就労
			6時間以上7時間未満の就労		6
			5時間以上6時間未満の就労		5
			内職	中心者	5時間未満の就労
		7時間以上の就労			6
		協力者		5時間以上7時間未満の就労	5
				5時間未満の就労	4
		4	就労予定	求職中	継続的に求職活動を行っている状態
5	妊娠・出産	産前・産後各2箇月の間		10	
6	疾病・障がい	疾病	1箇月以上の入院若しくは常時寝たきりの状態	10	
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合	4	
		障がい	重度障がい	10	
			(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は同程度)		
			中度障がい	6	
			(身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級又は同程度)		
上記以外の状態で常時保育が困難な場合		4			
7	介護	同居親族	常時付き添いが必要なもの (要介護度4・5程度以上)	10	
			常時ではないが保育困難なもの (要介護度2・3程度)	7	
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合		4	

8	就学・職業訓練	職業訓練施設・大学・専門学校等への通学	8
9	虐待、DV	虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	10
10	その他	上記のほか、明らかに保育が必要と判断されるもの	2～10
		第2子以降を出産し、第1子以降の3歳未満児がすでに在園している、又は育児中の場合（末子を除く）	2
		上記の場合で、第2子以降の出産が多胎児であった場合	4

父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。
ひとり親世帯は、当てはまる基準指数を2倍する。

【調整指数】

区分	保護者の状況	調整指数	
世帯の状況	ひとり親世帯	8	
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童又は特別児童扶養手当を受給している児童が利用する場合	5	
	生活保護世帯（就労により自立支援が図られる場合）	4	
	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として市内に就労又は就労予定の場合	10	
	申込みの兄弟姉妹が現に利用している場合	3	
	育児休業を取得しており、復帰する場合	2	
	父と母が別の住所に居住している場合	2	
	健康状態が良好で、保育可能な65歳未満で未就労の祖父母等との同居	-3	
保育状況	小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児	10	
	認可外保育施設の認可移行後の同施設への継続入園	5	
	専門機関等から集団保育の必要性があると判断されたもの	2	
	入園が保留されていた場合	6箇月以上	3
		3箇月以上6箇月未満	2
3箇月未満		1	

記入例

保育園等施設利用（入園）申請書 兼 施設型給付費・地

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。
また、併せて施設利用（入園）について申請いたします。

申込年月日 令和〇年〇月〇日

支給認定	申請区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規申請（初めて支給認定申請をする） ・ <input type="checkbox"/> 現況届（現に支給認定を受けている）	
	保育の希望の有無	無（1号認定） 認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合 有 （2、3号認定） 保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育事業所、事業所内保育事業）においてを希望する場合。（2ページの「保育の判定基準」に該当する方が選択できます。）	
現住所	〒 958-8501	令和6/1/1 現在の住所	同左（又は〇〇市〇〇町〇番〇号）
	村上市三之町1番1号	令和7/1/1 現在の住所	同左（又は〇〇市〇〇町〇番〇号）
保護者	ふりがな	むらかみ たろう	
	氏名	村上 太郎	
保護者	電 話	自 宅	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		携 帯 等	（保護者①携帯） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
保護者	電 話	携 帯 等	（保護者②携帯） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
		携 帯 等	（保護者③携帯） 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇
区分	続柄	氏名	生年月日（歳） 勤務先・学校・幼稚園・保育園等
申請児童	ふりがな	むら かみ じ ろ う	令和7年4月1日時点 （ 4 歳）
	本人	村 上 二 郎	平（令） 〇年 〇月 〇日
申請児童と同居の家族	保護者①	村 上 太 郎	昭・平（ 〇〇 歳） 〇年 〇月 〇日 〇〇株式会社
	保護者②	村 上 花 子	昭・平（ 〇〇 歳） 〇年 〇月 〇日 〇〇商店 別居 ΔΔ市〇〇町〇-〇
	兄	村 上 鮭 太 郎	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇年 〇月 〇日 〇〇大学 別居 ΔΔ市〇〇町〇-〇
	姉	村 上 鮭 子	大・昭・平・令（ 〇 歳） 〇年 〇月 〇日 こども幼稚園
	祖父	朝 日 昇	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇年 〇月 〇日 曾祖母の介護
	曾祖母	朝 日 杉 子	大・昭・平・令（ 〇〇 歳） 〇年 〇月 〇日 療養中
施設を利用する期間		利用を希望する施設名と希望理由	
令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで		第一希望 山辺里保育園 (理由) 自宅から近いため	第二希望 山居町保育園 (理由) 勤務先に近いため
		第三希望 猿沢保育園 (理由) 母の実家に近い	
その他確認事項	在宅障害者の状況（有・無）	所持している手帳名等	生活保護等の状況（有・無）
	障害児(者)名 (村上 鮭子)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者	開始年月日 年 月

《記入上の注意》

- 印鑑漏れ、記入漏れがないように確認をお願いします。
- 『支給認定』欄
◇「新規申請・現況届」の別
これまで施設の利用をしたことがなくても、支給認定を受けたことがある場合は「現況届」の四角にチェック☑を入れてください。
継続利用の場合は「現況届」になります。
- ◇「保育の希望の有無」
既に支給認定を受けている場合は、現に認定を受けている号（1号または2、3号）が該当する方を○で囲んでください。認定内容は交付済みの支給認定証でご確認ください。
(注)支給認定内容を変更する場合（下記例）は、別に届出が必要ですので申し出てください。
★1号認定から2号認定（その逆）に変更する場合
★保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）や保育を必要とする事由の変更
- 現住所には、申請日時時点の住民基本台帳の住所を記入してください。転入予定の方は現住所のほかに、転入先の住所も記入してください。
例：「令和7年4月1日 村上市〇〇〇に転入予定」
- 『申請児童と同居の家族』欄
◇世帯分離をしている家族も全員記入してください。
(生年月日や勤務先の欄も必ず全員分記入してください)
- ◇申請児童と保護者が別居している場合は、勤務先名の後に「別居」と記載し、現住所を記入してください。
- ◇申請児童の兄弟が別に生活していて、且つ保護者が現に監護している時は、その兄弟についても「申請児童の世帯員」欄に記載し、勤務先・学校名の後に「別居」と記入のうえ、現住所地を記入してください。
- 在宅障害者の状況で「有」の場合
右欄の所持している手帳名等にチェックを付け、その手帳等のコピーを提出してください。
- 生活保護等の状況とは
生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている世帯です。
- 『令和7/1/1現在の住所』欄
令和7年1月1日以前に申請書を提出する方は記載不要です。
- 利用を希望する施設が4つ以上あり、欄に収まらない場合、欄外余白に書いてください。

4月1日(途中入園希望者は希望する月)の保護者の状況

		● 保護者①の状況 ●			● 保護者②の状況 ●			● 保護者の就労時間 ●	
基準		<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 介護・看護	<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	◆保護者①の就労時間◆	
		<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 災害復旧	<input type="checkbox"/> 虐待・DV	◆保護者②の就労時間◆	
		<input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 育児休業	A 一日の就労時間	【保護者の就労時間】 (保育認定希望者のみ記入) 就労証明書の証明内容にあわせてご記入ください。
		<input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> その他 ()			B 月の就労日数	
就 労		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働	<input type="checkbox"/> その他 ()		就労時間及び証明書において、週の日数のみ記載されている【就労日数】×4週で計算をしてください。	
就 学		<input type="checkbox"/> (学校名:)			<input type="checkbox"/> (学校名:)			希望保育時間	
不 存		【育児休業明けに職場復帰する場合】 育児休業明けで申し込む場合は、基準の就労と育児休業にチェックを付けたうえで、職場復帰と育児休業期間の両方に日付を記入してください。			死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居			☑ 保育標準時間(最長11時間) <input type="checkbox"/> 保育短時間(最長8時間)	
					調停中 <input type="checkbox"/> 拘禁 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			※ 希望する保育時間にチェックをつけてください。	
出 産		・ 出産予定日 (年 月 日)			【希望保育時間】(保育認定希望者のみ記入)			● 保育料算定に関する確認事項 ●	
		・ 職場復帰 (令和7年 4月 16日)			希望する区分にチェックをつけてください。 ただし、保育標準時間を希望された方でも、父母の就労時間が基準に満たない場合は、保育短時間で支給認定させていただきます。			状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課に一世帯者・生計同一者を含む住民基本台帳・課税・福祉データを閲覧に承諾する場合は、同一世帯者・生計同一者すべての方について承諾することを必ず確認してください。 保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。	
		・ 育児休業期間 (令和7年 4月 15日まで)						☑ 上記について、承諾します	
疾 病 負 傷 障 害		・ 病名、障害名 ()			・ 病名、障害名 ()			● 児童と別の住所に住んでいる祖父母の状況 ●	
		・ 障害者手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			・ 障害者手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			祖父 (保護者①の親) 祖母 (保護者①の親)	
		・ 状況 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 通院・通所			・ 状況 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 自宅療養 <input type="checkbox"/> 通院・通所			氏名 (才) (才)	
介 護 看 護		・ 被介護(看護)者氏名 ()			・ 被介護(看護)者氏名 ()			住所	
		・ 同居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			・ 同居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			保育判定基準 () <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 不存在	
		・ 病名、障害名 ()			・ 病名、障害名 ()			祖父 (保護者②の親) 祖母 (保護者②の親)	
		・ 障害者手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (級)			・ 障害者手帳の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (級)			氏名 (才) (才)	
		・ 状況 <input type="checkbox"/> 要介護(介護度 度)			・ 状況 <input type="checkbox"/> 要介護(介護度 度)			住所	
		<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> その他 ()			<input type="checkbox"/> 要支援 <input type="checkbox"/> その他 ()			保育判定基準 () <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在	
		<input type="checkbox"/> 通院・通所 (月・週 回)			<input type="checkbox"/> 通院・通所 (月・週 回)			() <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在	
求 職 中		・ 内定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			・ 内定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				

死亡や離別等で、ひとり親家庭の場合は、その理由をお聞かせください。理由によって、確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

【育児休業明けに職場復帰する場合】
育児休業明けで申し込む場合は、基準の就労と育児休業にチェックを付けたうえで、職場復帰と育児休業期間の両方に日付を記入してください。

【希望保育時間】(保育認定希望者のみ記入)
希望する区分にチェックをつけてください。
ただし、保育標準時間を希望された方でも、父母の就労時間が基準に満たない場合は、保育短時間で支給認定させていただきます。

● 保育料算定に関する確認事項 ●
状況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課に一世帯者・生計同一者を含む住民基本台帳・課税・福祉データを閲覧に承諾する場合は、同一世帯者・生計同一者すべての方について承諾することを必ず確認してください。
保育料・利用者負担額算定に必要な書類を別途依頼する場合があります。閲覧について承諾がなく、保育料・利用者負担額算定に必要な書類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。

● 児童と別の住所に住んでいる祖父母の状況 ●		
	祖父 (保護者①の親)	祖母 (保護者①の親)
氏名	(才)	(才)
住所		
保育判定基準	() <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 不存在	() <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在
	祖父 (保護者②の親)	祖母 (保護者②の親)
氏名	(才)	(才)
住所		
保育判定基準	() <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在	() <input type="checkbox"/> 無職 <input checked="" type="checkbox"/> 不存在

※ 保育判定基準は2ページの保育の判定基準から当てはまるものを選択し、()内に数字を記入してください。

※保育所利用料及び保育園副食費が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方は下記を記入してください。

【児童手当に係る保育所利用料及び保育園副食費の徴収に関する申出書】

私は、保育所利用料(過年度分)及び保育園副食費(現年度分・過年度分)の支払いに未納がある場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、村上市長から支給を受ける児童手当から、児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

児童手当受給者氏名 村上 太郎

児 童 の 氏 名 村上 二郎

個人番号（マイナンバー）届出票

記入例

入園申請書の保護者と同じ人を申請者としてください

ふりかき 申請者 氏名	入園児童 との続柄	個人番号	番号確認 チェック欄
むらかみ たろう 村上 太郎	父	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	
申請者提出の身分証明書の写し（いずれかにチェックをいれてください）			
<input type="checkbox"/> 個人番号カードの写し <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号通知カードの写し（※） + 運転免許証（又はパスポート）の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し（個人番号記載のもの） + 運転免許証（又はパスポート）の写し			

いずれかにを入れ、写しを添付してください

（※） 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限りです

同居世帯員氏名	入園児童 との続柄	個人番号	番号確認 チェック欄
むらかみ じろう 村上 二郎	本人	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 3	
むらかみ はなこ 村上 花子	母	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 4	
むらかみ さけたろう 村上 鮭太郎	兄	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 4 5	
むらかみ さけこ 村上 鮭子	姉	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6	
あさひ のぼる 朝日 昇	祖父	5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 7	
あさひ すぎこ 朝日 杉子	曾祖母	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 8	

★生計を一にする子どもが別居している場合にも、記入をおねがいします。

ほいくえん Q&A



Q1 4月以降の年度途中入園の申込みはどこに申し込めばいいですか？
また、入れるかどうかはいつ分かりますか？

A1 年度途中入園の場合、市役所こども課、各支所地域振興課で受け付けます。
入園を希望した月の前月15日までに入園できるかどうかを決定し、お知らせします。

Q2 居住地の地区外の保育園でも希望できますか？

A2 希望は可能です。希望する理由をわかりやすくご記入ください。

Q3 申請時の家族構成や内容に変更があった場合はどうすればよいですか？
保育料はどうなりますか？

A3 家族の状況に変更があった場合（申請児童本人や同居家族の氏名、住所の変更、保護者の変更、転出、障害者手帳・療育手帳等の取得等）は、「保護者・園児等異動届」を、また、保育を必要とする事由に変更があった場合には、「支給認定変更申請書」等を速やかに提出していただく必要があります。
保育料に変更が生じた場合は、上記書類を提出していただいた月の翌月分からの変更となります。

Q4 ならし保育ってなんですか？

A4 保育園に初めて入園するお子さんに、無理なく集団生活に慣れてもらうために、保育時間を短い時間から少しずつ長くしていく保育です。その期間は1週間～3週間くらいで、保育園やお子さんの様子により、多少の違いがあります。

Q5 保育園がどんなところなのか知りたいのですが、見学はできますか？

A5 保育園の見学は可能です。ただし、行事などによっては対応ができない日もありますので、見学を希望する保育園に事前に連絡をしてください。

Q6 支給認定証って何ですか？
支給認定証が交付されたら、保育園に入れるということですか？

A6 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の施設）を利用した場合に、国・県・市が給付費を支払いますという証明で、入園決定とは異なります。
支給を認定した方の中で、各施設の入園調整を行い、「利用調整結果通知書」または「保育園入園承諾書」で入園決定をお知らせします。

Q7 就労証明書の提出が11月15日に間に合いません。どうすれば良いですか？

A7 就労証明書以外の書類を、11月15日までに提出してください。
11月29日までに就労証明書を提出していただいた場合は、11月15日までの受付として取り扱います。
就労証明書の提出が12月1日以降になった場合は、就労証明書を提出した日を受付日として取り扱います。

Q8 マイナンバーカードがない場合はどうすれば良いですか？

A8 マイナンバーカードがない場合は、個人番号通知カード(※)の写しと運転免許証などの本人を証明できる身分証明書の写し、または個人番号が記載された住民票の写し(原本)と身分証明書の写しの提出で代用できます。

※ 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限りです

Q9 求職活動中なのですが、保育園の申込みはできますか？

A9 求職活動中であっても、保育園の入園申込みは可能です。
なお、認定された後、期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な場合には、認定時と同様にその状況を確認の上、再度認定することもできます。

Q10 入園後に妊娠・出産した時、下の子の育児休業中は保育園を利用できますか？

A10 引き続き入園が可能です。
なお、緊急性のある方が入園を必要とする場合は、育児休業中の方に限らず調整をご相談させていただく場合があります。

Q11 現在入園を希望する子の育児休業中です。4月入園の申請はできますか？

A11 4月入園申請については、ならし保育を考慮し5月15日までに職場復帰する方が申込みできます。5月16日以降に職場復帰する方については、5月入園の申込みができます。4月1日に入園し、5月15日までに職場復帰しなかった場合には、原則退園していただきます。

Q12 入園申請書の訂正について

A12 訂正する場合は、修正テープや修正液は使わず、訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を追記してください。

Q13 就労証明書の訂正について

A13 修正テープや修正液が使われた証明書は無効です。訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を追記してください。事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法の罪に問われる場合があります。虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。



●入園説明会の予定●

入園決定後、各園で「入園説明会」を行い、入園についての詳しい説明をします。
入園するお子さんと一緒にご参加ください。 ※詳しいご案内は後日差し上げます。



	保育園名	日にち	受付時間	開始時間
村上	第一保育園	2月14日(金)	13:15～	13:45～
	第二保育園	2月14日(金)	13:00～	13:15～
	岩船保育園	2月14日(金)	13:00～	13:15～
	瀬波保育園	2月14日(金)	13:15～	13:45～
	山辺里保育園	2月13日(木)	13:30～	13:50～
	山居町保育園	2月14日(金)	13:00～	13:15～
荒川	金屋保育園	2月13日(木)	13:15～	13:30～
	あらかわ保育園	2月8日(土)	9:00～	9:30～
神林	向ヶ丘保育園	2月15日(土)	9:45～	10:00～
	みのり保育園	2月15日(土)	9:45～	10:00～
朝日	館腰保育園	2月14日(金)	13:15～	13:30～
	高南保育園	2月14日(金)	13:00～	13:15～
	猿沢保育園	2月14日(金)	13:15～	13:30～
山北	山北そらいろ保育園	2月19日(水)	15:20～	15:30～
認定 こども園	村上いずみ園	2月12日(水)	13:30～	13:45～
地域型 保育	ゆりかご保育園	随時(予約制)	15:40～	16:00～
	マイマイ保育園	2月15日(土)	9:45～	10:00～
	認可保育園きらら	2月22日(土)	9:30～	10:00～
	あんず保育園	随時(予約制)	9:50～	10:00～

《提出前の最終確認について》

チェック項目	
<input type="checkbox"/>	すべての書類について記入漏れはありませんか
<input type="checkbox"/>	すべての書類について押印漏れはありませんか

①保育園等施設利用(入園)申請書	
<input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか
<input type="checkbox"/>	1ページ下段在宅障害者の状況(有無)欄にも○をつけましたか
<input type="checkbox"/>	→有の場合は、証明できる書類(手帳の写しなど)の提出をお願いします。
<input type="checkbox"/>	1ページ下段生活保護の状況(有無)欄にも○をつけましたか

②父母の保育ができない理由に応じた証明書(いずれかを添付) (認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は不要です)	
<input type="checkbox"/>	「就労」の場合は、就労証明書
<input type="checkbox"/>	「妊娠、出産」の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
<input type="checkbox"/>	「疾病、障がい」の場合は、疾病の診断書、障がい者手帳の写し等
<input type="checkbox"/>	「介護」の場合は、介護保険被保険者証の写し
<input type="checkbox"/>	「求職活動」の場合は、求職活動報告書
<input type="checkbox"/>	「就学」の場合は、生徒手帳の写し等
<input type="checkbox"/>	「職業訓練」の場合は、受講していることが分かる書類の写し
<input type="checkbox"/>	「育児休業」の場合は、育児休業の取得期間が分かる書類の写し又は就労証明書

③個人番号(マイナンバー)届出票	
<input type="checkbox"/>	記入漏れはありませんか
<input type="checkbox"/>	保護者欄は、「保育園等施設利用(入園)申請書」に記入した保護者と同じ氏名を記入しましたか？
<input type="checkbox"/>	下記いずれかを添付してください(保護者の分のみ)
<input type="checkbox"/>	1. 個人番号カードの写し(裏表両方の写し)
<input type="checkbox"/>	2. 個人番号通知カードの写し+運転免許証(又はパスポート)の写し
<input type="checkbox"/>	3. 個人番号が記載された住民票の写し(原本)+運転免許証(又はパスポート)の写し
<input type="checkbox"/>	※運転免許証又はパスポートが無い場合、保険証と年金手帳両方の写しを提出してください